

特定非営利活動法人

# 栗原市スポーツ協会 定款

# 特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を宮城県栗原市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 協会は、栗原市民の体力向上と健康の増進を図り、生涯スポーツを通して明るく豊かな暮らしと生きがいに満ちた市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 協会は、前条の目的達成のため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

### (事 業)

第5条 協会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 生涯スポーツを通して市民の親睦、融和、協調を図る
- ② 栗原市の施設管理運営に関すること
- ③ スポーツ団体との連絡調整に関すること
- ④ 各種スポーツ大会、スポーツ教室、研修会等の計画及び実施に関すること
- ⑤ 体育功労者等の表彰に関すること
- ⑥ 各種スポーツの競技力向上に関すること
- ⑦ スポーツ少年団に関すること
- ⑧ 各種スポーツ指導者の養成に関すること
- ⑨ その他、協会の目的を達成するため必要な事業

#### (2) その他の事業

- ① 物品販売に関する事業
- ② 物品貸付に関する事業
- ③ 広告宣伝に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

## 第3章 会 員

### (種 別)

第6条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 協会が定めた期限までに会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

## (退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。

## (除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又は協会の定款に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたとき

## (会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及び金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 協会の理事に次の役職を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人以内

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選とし理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の役員が3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は協会の職員を兼ねることはできない。

### (職 務)

第15条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 協会の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協会の業務、又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況、又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

### (任 期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者、又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任、又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでには、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事、又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

**(報酬等)**

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲において、報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

**(顧問及び参与)**

第20条 協会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

**(職員)**

第21条 協会に、事務局長、その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 総会

**(種別)**

第22条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

**(構成)**

第23条 総会は、正会員を持って構成する。

**(権能)**

第24条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任、解任及び報酬

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 借入金（その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要な事項

**(開催)**

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

**(招集)**

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号で請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前まで通知しなければならない。

**(議長)**

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

**(定足数)**

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(表決権等)**

第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出

席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

#### (招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

#### (定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ出席した理事の過半数の同意があった場合に限り、あらかじめ通知していない事項についても議決事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第40条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 幹事会

### (幹事会)

- 第41条 協会は、理事会の議決を経て、第5条に掲げる事業を遂行するため、幹事会を設けることができる。
- 2 幹事会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に決める。

## 第8章 専門委員会

### (専門委員会)

- 第42条 協会は、理事会の議決を経て、第5条に掲げる事業の調査並びに研究のため、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

### (資産の構成)

- 第43条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入

### (資産の区分)

- 第44条 協会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

- 第45条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

- 第46条 協会の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

- 第47条 協会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

- 第48条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

- 第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

- 第50条 予算超過、又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

- 第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告および決算)

- 第52条 協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

- 第53条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第55条 協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第56条 協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により協会が解散するときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第57条 協会が解散（合併、又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点の総会において議決、承認された者に譲渡するものとする。

### (合併)

第58条 協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第59条 協会の公告は、協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、協会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第12章 雑則

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、別紙設立当初役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条の規定にかかわらず、協会の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 協会設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 協会設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 協会設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員
    - ① 入会金 10,000円
    - ② 年会費 10,000円
  - (2) 賛助会員
    - ① 入会金 0円
    - ② 年会費 105,000円

(別紙)

設立当初役員名簿

理 事	菅原 信行	会 長
	佐藤 善司	副会長
	近藤 昭一	副会長
	伊藤 洋一	副会長
	大場 勝	
	菅原 英俊	
	千葉 誠一	
	佐藤 達雄	
	後藤 昭五	
	小松 忠吉	
	佐藤 健児	
	千田庄一郎	
	白鳥 文彦	
	兵藤 國利	
	菊池 聡	
	川村 一男	
	佐々木幸一	
	二階 明男	
	佐々木政一	
	佐々木 脩	
	岡崎 信雄	
	阿部 貞光	
	曾根 開作	
菅原 克典		
佐藤 一郎		
大嶋 義則		
曾根 忠則		
千葉 園		
監 事	佐藤 右尚	
	山村 光輝	



【改定履歴】

変更前（旧）	変更後（新）	変更時期
<b>（種別及び定数）</b> 第 13 条第 1 項(1) 理事 <u>10 人以上 30 人以内</u>	<b>（種別及び定数）</b> 第 13 条第 1 項(1) 理事 <u>8 人以上 12 人以内</u>	平成 25 年 4 月 27 日（土）
<b>（特定非営利活動の種類）</b> 第 4 条第 1 項(1)中 <u>振興</u> を図る	<b>（特定非営利活動の種類）</b> 第 4 条第 1 項(1)中 <u>推進</u> を図る	平成 30 年 4 月 28 日（土）
<b>（事業報告および決算）</b> 第 52 条第 1 項中 <u>収支計算書</u>	<b>（事業報告および決算）</b> 第 52 条第 1 項中 <u>活動計算書</u>	平成 30 年 4 月 28 日（土）
<b>（公告の方法）</b> 第 59 条第 1 項 協会の公告は、協会の掲示場 に掲示するとともに、官報に掲 載して行う。	<b>（公告の方法）</b> 第 59 条第 1 項に 協会の公告は、協会の掲示場 に掲示するとともに、官報に掲 載して行う。 <u>ただし、法第 28</u> <u>条の 2 第 1 項に規定する貸借</u> <u>対照表の公告については、協会</u> <u>の主たる事務所の掲示場に掲</u> <u>示して行う。</u>	平成 30 年 4 月 28 日（土）
<b>附 則</b> 第 5 項(1)②中 1 口 5,000 円 <u>(2 口以上)</u>	<b>附 則</b> 第 5 項(1)②中 1 口 5,000 円 _____	平成 30 年 4 月 28 日（土）
<b>（名称）</b> 特定非営利活動法人栗原市体 育協会  <b>（事業）</b> 第 5 条第 1 項第 5 号中 <u>体育功労者</u>	<b>（名称）</b> 特定非営利活動法人栗原市ス ポーツ協会  <b>（事業）</b> 第 5 条第 1 項第 5 号中 <u>スポーツ功労者</u>	所轄庁の認証の日 （元年 5 月 日（ ））

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 27 日から施行する。  
 この定款は、平成 30 年 4 月 28 日から施行する。  
 この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。